と呼ぶこともあります。

方で「**昇進**」は**図表**では

「役職」と書かれ

第7回

「昇格・昇進」

人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れてい ない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連 載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえて おきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

とを この昇格と昇進の違いを押さえておいてくださ がっていくことを「昇進」と呼びます。 職になるほど大きくなります。この役職が上 長補佐の権限や裁量がもっとも小さく、上の役 の程度を示すものになります。こちらも下の課 た部分にかかわってきます。役職は権限や裁量 なお、昇格・昇進とは逆に下がっていくこ 「降格・降職」と呼びます。 まずは、

「昇格」と 「昇進」 一の違い

制度 級に配置しますが、等級=格とみなして「格付 といいます。各社員を本人のレベルにあった等 ほど高くなります。この上への移動を のレベルがもっとも低く、上の等級に移動する 分になります。1等級が求められる役割や能力 では1等級~M2等級までの記号で書かれた部 務に必要な能力を定める区分のことです。 連載第1回(本誌2020年6月号)の した図表を使って説明します。 解するのはむずかしいので、 混同されることが多い用語です。文章だけで理 昇格」 で解説しましたが、求められる役割や業 昇進 は言葉も似ていますし、 「等級体系」を表 等級については 昇格 一人事

図表 等級体系

〈等級〉 〈役職〉 昇格 昇進 管理職 M2等級 部長 担当部長 M1等級 課長 担当課長 課長補佐 5等級 4等級 般職 2等級 1等級

出典:筆者作成

昇格・ 昇進とポスト

役職、 しかし、「ポスト」という観点から一体化はむ ずかしいといえます。ポストとはいろいろな解 いかと疑問を感じる方もいるかもしれません。 かれているから複雑になるのであって、 ここまで解説したところで、等級と役職が分 昇格・昇進を一体化したらよいのではな 等級

第1回(6月号)~第6回(11月号)はホームページでご覧になれます。

エルダー 人事用語辞典

検索。

## 人事用語辞典

のように、実際の役割に則しているのは役職で の場合、課長の候補者となり得るのは5等級に ることを示すために、等級というレベルを示す 役割をになう役職です。この場合は部長も担当 ります。組織長ではないが、部長並みに重要な も上がらないという現象が起きます。そこで、 釈のある用語ですが、人事では 分離することになります。 るという理由から、 を同等級に配置したほうが、機動的に運用でき すが、その役職の就任に該当するレベルの人材 配置されている人材ということになります。こ するために、等級による区分が必要です。図表 の候補者としてのレベルに達しているかを判断 **表**では「一般職」)であっても、だれが組織長 区分が必要となります。また、役職者未満 部長も同格(同じ難易度の役割をになう)であ 当部長」という役職を置いて処遇することがあ 図表のように部長と同格だが、組織長でない「担 るとしばらくはほかの社員が昇進できず、報酬 なります。組織長は1名でないと指揮命令系統 えば、組織図上の部組織の長は役職では部長と ため、部長も1名となります。ところが、ポス (「レポートライン」とも呼びます)が混乱する トにはかぎりがあります。だれかが組織長にな (組織長)〟ととらえて間違いはありません。 等級・役職、 が組織の責任者 昇格・昇進は 。 図

# 「管理職」と「管理監督者」は異なる

理監督者』は労働条件の決定その他労務管理に ついて経営者と一体的な立場にある者をいい、 準法における管理監督者の範囲の適正化のため 場になるため、このように呼んだりするのです 断します」とあります。 容、責任と権限、勤務態様等の実態によって判 まるかどうかは、 の制限を受けません。『管理監督者』に当ては 労働基準法で定められた労働時間、 に』(2008年)というパンフレットには、「『管 本稿で触れておきます。厚生労働省の『労働基 格・昇進並みに混同されて使われているため なるという点に注意が必要です。この二つも昇 が、労働基準法第41条の「管理監督者」とは異 社が多くあります。文字通り組織を管理する立 対応する等級に昇格すると「管理職」と呼ぶ会 課長・部長などの組織長への昇進、 役職名ではなく、その職務内 休憩、休日 もしくは

者に該当しないとなると「賃金未払い」の状態支給対象外ですが、そもそも管理職が管理監督ケースも見られます。真に管理監督者であればしていないにもかかわらず、管理監督者とみな管理職と呼んでいる役職者には、要件を満た

談することをおすすめします。は、弁護士や社会保険労務士などの専門家へ相理監督者に該当するかどうか疑問に感じる場合になるため注意が必要です。自社の管理職が管

## 高齢者雇用と昇格・昇進

的な対応となり、 少なくとも定年時には役職を外れたうえで、再 50~55歳あたりで昇格・昇進がストップするの 後の70歳までの長期雇用を見据えると、昇格・ 昇進もない状態が多く見られます。しかし、本 雇用へと切り替えることがほとんどです。その る「役職定年」を導入している会社もあります。 が一般的で、一定年齢に達すると役職から外れ する可能性にも触れておきたいと思います。 昇進と年齢を切り離して考えた方がむしろ現実 あったところ、昨今の人手不足により代わりの 来は後進に道をゆずる意味も込めての措置でも ため、0歳以上の雇用については役職も昇格! 人材がいないという事情もあります。また、今 昇格・昇進の話に戻ります。多くの会社では 本人のモチベーションに寄与

## \*\*\*

**手当**」について取り上げる予定です。 次回は、最近話題になることが増えている「**諸** 今回は「昇格·昇進」について解説しました。